

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査結果

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

L アスコルビン酸 2 グルコシド	1
ステアリン酸マグネシウム	2
リン酸三マグネシウム	3
酸化マグネシウム	4
炭酸マグネシウム	5
亜硫酸塩類（亜硫酸ナトリウム）	6
亜硫酸塩類（次亜硫酸ナトリウム）	7
亜硫酸塩類（二酸化硫黄）	8
亜硫酸塩類（ピロ亜硫酸ナトリウム）	9
亜硫酸塩類（ピロ亜硫酸カリウム）	10
メチルヘスベリジン	11
タール色素	12
アセスルファムカリウム	13
コウジ酸	14

2 農薬

E P N	15
エチクロゼート	16
オキサジクロメホン	17
クロルピリホス	18
ジクロシメット	19
テブラロキシジム	20
トリネキサパックエチル	21
ファミキサドン	22
フェノキサニル	23
フェノキサプロップエチル	24
フェントラザミド	25
フェンピロキシメート	26
フルアジナム	27
フルミオキサジン	28
マレイン酸ヒドラジド	29
ノバルロン	30
ピリダリル	31

3 動物用医薬品

イミダクロブリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）	32
牛用マンヘミア・ヘモリチカ I 型菌不活化ワクチン	34
ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン	36
サラフロキサシン	38
ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン	39

ダノフロキサシン	40
カルバドックス	41
鳥インフルエンザ不活化ワクチン	42
4 器具・包装容器	
化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装	44

【生物系評価グループ】

1 ウイルス

疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し	45
-----------------------	----

2 プリオン

伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について	46
アルカリ処理をした液状の肉骨粉等	47
牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正	48
B S E 発生国からの牛受精卵の輸入	51

3 かび毒・自然毒等

パツリン	52
------	----

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種	53
MON810（鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ）と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種	54

2 新開発食品

ファイバー食パン 爽快健美	55
豆鼓 つぶタイプ	56
ヘルシーコレステ	57
エコナマヨネーズタイプ	58
プレティオ	59
マインズ＜毎飲酢＞リンゴ酢ドリンク	60
健康博士 ギャバ	61
LC1 ヨーグルト	62
グリコ ヨーグルト GCL1001	63
サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）	64

3 肥料・飼料等

アスタキサンチン	65
カンタキサンチン	67
焼成りん肥	69
混合汚泥複合肥料	70
熔成汚泥灰複合肥料	71

【添加物】

評価品目名	L アスコルビン酸2 グルコシド
評価品目の分類	添加物
用途	栄養強化
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701016号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	添加物として新たに定めるにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「ADIを設定する必要がない」との評価の結果は妥当と考える。(平成15年9月25日府食第129号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品添加物としての指定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量(ADI)に関する評価結果と、推定される1日摂取量から、使用基準は設定せず、成分規格を設定した上で、添加物として指定して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。なお、併せて、同法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 (2)実施状況 施行規則の一部を改正する省令を平成16年1月20日に公布して同日施行。また、添加物の規格に関する告示を平成16年1月20日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	ステアリン酸マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用途	保健機能食品用カプセル剤及び錠剤の製造用途
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701016 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	添加物として新たに定めるにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「ADIを設定する必要はないものとする」との評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 7 月 31 日府食第 34 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 9 月 17 日)において審議され、食品添加物としての指定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量(ADI)に関する評価結果と、指定要請の経緯から、使用基準及び成分規格を設定して、添加物として指定して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 10 条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。なお、併せて、同法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準及び成分規格を設定。 (2)実施状況 施行規則の一部を改正する省令を平成 16 年 1 月 20 日に公布して同日施行。また、添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	リン酸三マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用途	栄養強化など
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701016 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の 目的	添加物として新たに定めるにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「安全性の懸念は少ないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 7 月 31 日府食第 34 号)
評価関連の特記事項	栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである旨が評価結果とともに伝えられた。
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 9 月 17 日)において審議され、食品添加物としての指定について、同日、厚生労働大臣に答申。また、食品衛生分科会(平成 16 年 3 月 16 日)において審議され、栄養機能食品の表示の基準の一部改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量(ADI)に関する評価結果から、成分規格を設定して、添加物として指定して差し支えないとされた。また、食品安全委員会の意見を踏まえ、マグネシウムの栄養機能食品の表示に関する基準において、乳幼児・小児がマグネシウムを過剰に摂取することのないよう注意事項を付すこととされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 10 条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。なお、併せて、同法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 また、食品衛生法施行規則第 21 条及び健康増進法第 31 条に基づき、栄養機能食品の表示基準を改正し、マグネシウムを追加。 (2)実施状況 施行規則の一部を改正する省令を平成 16 年 1 月 20 日に公布して同日施行。また、添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。さらに、栄養機能食品の表示基準改正告示を平成 16 年 3 月 25 日に公布し、同年 4 月 1 日から施行。
施策の実効性確保措置	省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	酸化マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用途	栄養強化など
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の 目的	添加物の使用基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性は他のマグネシウム塩と同程度であると考えた」との評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 7 月 31 日府食第 35 号)
評価関連の特記事項	栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである旨が評価結果とともに伝えられた。
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 9 月 17 日)において審議され、使用基準の廃止について、同日、厚生労働大臣に答申。 また、食品衛生分科会(平成 16 年 3 月 16 日)において審議され、栄養機能食品の表示の基準の一部改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量(ADI)に関する評価結果から、使用基準を廃止して差し支えないとされた。また、食品安全委員会の意見を踏まえ、マグネシウムの栄養機能食品の表示に関する基準において、乳幼児・小児がマグネシウムを過剰に摂取することのないよう注意事項を付すこととされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を廃止。 また、食品衛生法施行規則第 21 条及び健康増進法第 31 条に基づき、栄養機能食品の表示基準を改正し、マグネシウムを追加。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。さらに、栄養機能食品の表示基準改正告示を平成 16 年 3 月 25 日に公布し、同年 4 月 1 日から施行。
施策の実効性確保措置	省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	炭酸マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用途	栄養強化など
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	添加物の使用基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性は他のマグネシウム塩と同程度であると考えた」との評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 7 月 31 日府食第 35 号)
評価関連の特記事項	栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである旨が評価結果とともに伝えられた。
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 9 月 17 日)において審議され、使用基準の廃止について、同日、厚生労働大臣に答申。 また、食品衛生分科会(平成 16 年 3 月 16 日)において審議され、栄養機能食品の表示の基準の一部改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量(ADI)に関する評価結果から、使用基準を廃止して差し支えないとされた。また、食品安全委員会の意見を踏まえ、マグネシウムの栄養機能食品の表示に関する基準において、乳幼児・小児がマグネシウムを過剰に摂取することのないよう注意事項を付すこととされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を廃止。 また、食品衛生法施行規則第 21 条及び健康増進法第 31 条に基づき、栄養機能食品の表示基準を改正し、マグネシウムを追加。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。さらに、栄養機能食品の表示基準改正告示を平成 16 年 3 月 25 日に公布し、同年 4 月 1 日から施行。
施策の実効性確保措置	省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	亜硫酸塩類（亜硫酸ナトリウム）
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤など
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	添加物の使用基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 （平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 （評価終了案件分）	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会（平成 15 年 10 月 28 日）において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量（ADI）に関する評価結果と推定される一日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	亜硫酸塩類（次亜硫酸ナトリウム）
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤など
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	添加物の使用基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 （平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 （評価終了案件分）	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会（平成 15 年 10 月 28 日）において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量（ADI）に関する評価結果と推定される一日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	亜硫酸塩類（二酸化硫黄）
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤など
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	添加物の使用基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 （平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 （評価終了案件分）	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会（平成 15 年 10 月 28 日）において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量（ADI）に関する評価結果と推定される一日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	亜硫酸塩類（ピロ亜硫酸ナトリウム）
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤など
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	添加物の使用基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 （平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 （評価終了案件分）	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会（平成 15 年 10 月 28 日）において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量（ADI）に関する評価結果と推定される一日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	亜硫酸塩類（ピロ亜硫酸カリウム）
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤など
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	添加物の使用基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 （平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 （評価終了案件分）	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会（平成 15 年 10 月 28 日）において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量（ADI）に関する評価結果と推定される一日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	メチルヘスペリジン
評価品目の分類	添加物
用途	強化剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701018 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	添加物の規格を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	メチルヘスペリジンの含量規格の改正については、特に安全上の問題は無いものとする。(平成 15 年 7 月 24 日府食第 28 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 6 月 27 日)において審議され、規格の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による特に安全上の問題は無いとの評価結果を踏まえ、規格を改正して差し支えない旨の答申は変更なし。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、成分規格を改正。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 15 年 10 月 16 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	タール色素
評価品目の分類	添加物
用途	着色料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701023 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	添加物の規格を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	タール色素の規格の改正については、特に安全上の問題はないものとする。 (平成 15 年 9 月 25 日府食第 131 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会添加物部会(平成 16 年 1 月 27 日)において審議され、規格の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による特に安全上の問題はないとの評価結果を踏まえ、一般試験法及び成分規格を改正することが適当であるとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、一般試験法及び成分規格を改正。 (2)実施状況 添加物の規格に関する告示を平成 16 年 2 月 27 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	アセスルファミウム
評価品目の分類	添加物
用途	甘味料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	添加物の使用基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた一日摂取許容量 (ADI) を 0 ~ 15 mg / kg 体重 / 日と設定するとの評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 8 月 28 日府食第 69 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 9 月 17 日)において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量 (ADI) に関する評価結果と推定される 1 日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	コウジ酸
評価品目の分類	添加物
用途	製造用剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701019 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	添加物の基準を設定するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われた「マウスで肝細胞腫瘍の発生が認められ、ラットでも肝発がん性の可能性が示唆され、遺伝毒性については試験結果が錯綜し、明確ではないが、遺伝毒性を有する可能性は低いながらも否定できない」との評価の結果は妥当と考える。(平成 15 年 7 月 24 日府食第 29 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 6 月 27 日)において審議され、食品一般の製造、加工及び調理基準並びに保存基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、添加物たるコウジ酸を使用してはならないよう食品の基準を改正。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、食品の製造等の基準を改正。 (2)実施状況 食品・添加物等の規格基準に関する告示を平成 15 年 10 月 16 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名 用 途	E P N 殺虫剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の 目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (A D I) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) E P N 0.0014
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその 概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 10 月 28 日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 2 月 25 日に公布し、同年 9 月 1 日に施行。ただし、一部の基準は同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する 監視状況	
特 記 事 項	

評価品目名	エチクロゼート
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) エチクロゼート 0.17
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	オキサジクロメホン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) オキサジクロメホン 0.0090
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) クロルピリホス 0.01
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。ただし、一部の基準は同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	ジクロシメット
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) ジクロシメット 0.005
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	テブラロキシジム
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) テブラロキシジム 0.05
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 10 月 28 日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 2 月 25 日に公布し、同年 9 月 1 日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	トリネキサパックエチル
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) トリネキサパックエチル 0.0059
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	ファモキサドン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) ファモキサドン 0.012
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フェノキサニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) フェノキサニル 0.0069
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フェノキサプロップエチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) フェノキサプロップエチル 0.0028
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フェントラザミド
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) フェントラザミド 0.0052
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フェンピロキシメート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) フェンピロキシメート 0.0097
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。ただし、一部の基準は同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フルアジナム
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の 目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) フルアジナム 0.01
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フルミオキサジン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) フルミオキサジン 0.018
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	マレイン酸ヒドラジド
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年9月18日府食第119号) (単位はmg/kg体重/日) マレイン酸ヒドラジド 0.25
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。ただし、一部の基準は同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	ノバルロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 29 日付け厚生労働省発食安第 1029001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	ノバルロンの一日摂取許容量を 0.011 mg / kg 体重 / 日と設定する。 (平成 15 年 12 月 25 日府食第 439 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 16 年 4 月 28 日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を公布予定。(平成 16 年 4 月現在)
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	ピリダリル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働大臣からの要請 (平成 15 年 10 月 29 日付け厚生労働省発食安第 1029001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	農薬の食品中の残留基準を設定又は改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	ピリダリルの一日摂取許容量を 0.028 mg / kg 体重 / 日と設定する。 (平成 16 年 1 月 15 日府食第 37 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成 16 年 2 月 2 日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定に関して、ご意見を募集中。(平成 16 年 4 月現在) (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 薬事・食品衛生審議会の審議・答申を経て、食品規格に関する告示を公布予定。(平成 16 年 4 月現在)
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ノミ駆除剤（殺虫剤）
評価に至る経緯（評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 10 月 31 日付け厚生労働省発食安第 1031001 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）が適切に使用される限りにおいて、動物がイミダクロプリドに暴露され、食品中にイミダクロプリドが移行・残留し、ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成 16 年 1 月 15 日府食第 36 号の 1 及び 2）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等（評価終了案件分）	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（平成 16 年 2 月 2 日）において審議され、食品規格（残留基準）は設定しないことを食品衛生分科会（平成 16 年 3 月 16 日）に報告。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格（残留基準）を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品規格（残留基準）を設定しない。 (2) 実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成 16 年 2 月 2 日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ハエの駆除剤
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	農林水産省からの要請 （平成 15 年 11 月 11 日付け 15 消安第 3008 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号
評価及び評価要請の目的	動物用医薬品についての承認をするにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）が適切に使用される限りにおいて、動物がイミダクロプリドに暴露され、食品中にイミダクロプリドが移行・残留し、ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成 16 年 1 月 15 日府食第 36 号の 1 及び 2）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 （評価終了案件分）	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会動物用一般薬品調査会において審議された後、同審議会動物用医薬品等部会に報告された。（平成 15 年 5 月 22 日） (2)リスク評価結果と検討結果との関係 評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）の輸入を農林水産大臣が承認。 (2)実施状況 平成 16 年 2 月 3 日付け消安第 1304 号で、薬事法第 23 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、承認。
施策の実効性確保措置	承認した動物用医薬品が適切に使用されるため、薬事法第 52 条の規定により、用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意が販売時の添付文書等に記載。 薬事法第 77 条の 4 の規定により、医薬品の輸入承認取得者等や薬剤師、獣医師等の医療関係者は、副作用と疑われる疾病等を知った場合は農林水産大臣に報告。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の肺炎の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年11月11日付け15消安第3306号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価及び評価要請の目的	動物用医薬品についての承認をするにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン(リスポバル)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものとする。 (平成16年2月26日府食第229号の1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会(平成15年8月22日)で審議終了 平成15年9月8日付け薬食審第0908001号により承認を可とする答申 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型不活化ワクチンを動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 マンヘミア・ヘモリチカ1型による牛の肺炎を予防するために、用法は、1ヶ月齢以上の健康な牛の頸部皮下に1回2mL注射。 本剤注射後4週間以内はと畜場に出荷しないことを薬事法第52条に基づく販売時の添付文書に記載。 (2)実施状況 平成16年5月10日付け16消安第1035号で薬事法第23条において準用する同法第14条第1項に基づき、承認。
施策の実効性確保措置	薬事法第49条第1項に基づく要指示医薬品(獣医師から処方箋の交付又は指示がなければ販売してはならない。)に指定 薬事法第52条の規定に基づく添付文書に出荷制限期間を記載
施策の実施状況に関する監視状況	薬事法に基づき新医薬品に指定し、6年後に再審査。
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	マンヘミア性肺炎の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年11月11日付け厚生労働省発食安第1111003号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン(リスポバル)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものとする。 (平成16年2月26日府食第229号の1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成16年2月2日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成16年3月16日)に報告。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2)実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成16年2月2日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ぶりイリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・ぶり溶血性レンサ球菌症の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年12月18日付け15消安第4404号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価及び評価要請の目的	動物用医薬品についての製造の承認にあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成16年2月26日府食第230号の1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 薬事食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会の審議終了(平成15年11月27日) 用法として、ぶりイリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・ぶり溶血性レンサ球菌症を予防するために、体重約15g～約120gのぶりの腹腔内に連続注射器で0.1ml注射することを了承。 平成15年12月8日付け薬食審第1208006号により答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 効能をぶりイリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・ぶり溶血性レンサ球菌症の予防、用法・用量を体重約15g～約120gのぶりの腹腔内に連続注射器で0.1ml注射することとし、動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 (2)実施状況 平成16年4月23日付け16消安第791号で薬事法第14条に規定に基づき承認
施策の実効性確保措置	水産用ワクチンの取り扱いについて(平成12年4月19日付け水産庁長官通知)により、水産用ワクチン使用に当たっては都道府県の指導機関(家畜保健衛生所、魚病指導センター、水産試験場等)の指示のもとに使用するよう都道府県に対し依頼。 使用上の注意に本剤の使用に当たっては指導機関(家畜保健衛生所、魚病指導センター、水産試験場等)の直接の指導を受けて使用する旨記載。
施策の実施状況に関する監視状況	新医薬品に指定し6年後に再審査
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ぶりのイリドウイルス感染症、ビブリオ病、溶血性レンサ球菌症の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年12月18日付け厚生労働省発食安第1218001号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成16年2月26日府食第230号の1)
評価品目名 評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成16年2月2日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成16年3月16日)に報告。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2)実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成16年2月2日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	サラフロキサシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	家禽の細菌感染の治療と予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701022 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたサラフロキサシンの A D I を $0.3 \mu\text{g} / \text{kg}$ 体重 / 日と設定するとの評価の結果を妥当とした。 (平成 15 年 7 月 24 日府食第 30 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 6 月 27 日)において審議され、食品規格(残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成 15 年 11 月 26 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	家畜、家禽の細菌性感染症等の治療
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701022号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシンのADIを $50 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日(ジヒドロストレプトマイシンとストレプトマイシンの和)と設定すると評価の結果を妥当とした。(平成15年7月24日府食第30号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年6月27日)において審議され、食品規格(残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成15年11月26日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	ダノフロキサシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛、豚、鶏の呼吸器病の治療
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701022 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価及び評価要請の 目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたダノフロキサシンの A D I を $18 \mu\text{g} / \text{kg}$ 体重 / 日と設定するとの評価の結果を妥当とした。 (平成 15 年 7 月 24 日府食第 30 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 6 月 27 日)において審議され、食品規格(残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成 15 年 11 月 26 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	カルバドックス
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚赤痢治療薬
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701013号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「カルバドックス及びその代謝物であるヒドラジン、デスオキシカルバドックスは、閾値が設定できない遺伝毒性発がん物質である。」との評価結果を妥当とし、一日摂取許容量(ADI)を設定することはできないとした。 (平成15年8月28日府食第68号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年9月17日)において審議され、食品規格(残留基準)の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会において許容一日摂取量(ADI)を設定することができないとの評価結果を踏まえ、残留基準を「不検出」に改正。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を改正。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年1月20日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	鳥インフルエンザ不活化ワクチンの使用に係る肉、卵その他の食品
評価品目の分類	鳥インフルエンザ不活化ワクチン
用途	鳥インフルエンザ
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成16年3月1日付け厚生労働省発食安第0301005号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価及び評価要請の目的	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性の審査をするにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられる。 (平成16年3月25日府食第358号の2)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成16年3月25日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成16年4月28日)に報告。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2)実施状況 動物用医薬品の使用に係る意見(適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられる)を平成16年3月25日に農林水産大臣に回答。併せて、使用にあたっては、評価結果の通知に基づき休薬期間を設定するとともに、本休薬期間が適切に遵守されるよう特段の指導について要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品
評価品目の分類	鳥インフルエンザ不活化ワクチン
用途	鳥インフルエンザA型の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成16年3月1日付け消安第6562号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価及び評価要請の目的	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性の審査をするにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられる。 (平成16年3月25日府食第358号の1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食料・農業・農村政策審議会消費安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会において、ワクチンの使用方針について検討中。 「食品に関するリスクコミュニケーション(鳥インフルエンザワクチンに関する意見交換会)」を実施。(平成16年3月19日) (2)リスク評価結果と検討結果との関係 万一、備蓄ワクチンを使用することとなった場合には評価結果に従い使用(注射後36週間は、食鳥処理場への出荷はしない。)する予定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	現在、薬事法上の承認がある当該ワクチンは我が国に存在しない。

【器具・包装容器】

評価品目名	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装
評価品目の分類 用途	容器包装
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成15年12月25日付け厚生労働省発食安第1225001号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価及び評価要請の 目的	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装についての食品健康影響評価
評価結果の概要	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の容器包装については、現在のPETと同じ用途内において、食品に直接接触する容器包装として使用することは可能である。 （平成16年3月25日府食第357号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその 概要等 （評価終了案件分）	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会器具・容器包装部会の委員とも相談し、申請者が提出した資料に記載された工程、品質管理等が適正に実施されるのであれば、食品衛生法の規定に抵触するおそれはないこと、特段の新たな措置は必要としないことを確認。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、上記のとおり確認。
施策の概要及び実施状 況	(1)施策の概要 提出された資料に記載された工程、品質管理等が適正に実施されるのであれば、食品衛生法に抵触するおそれはないと判断される旨を申請者に回答。 (2)実施状況 平成16年3月26日に文書をもって回答。
施策の実効性確保措置	回答文書を厚生労働省ホームページにて公表。
施策の実施状況に関する 監視状況	
特記事項	

評価品目名	疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
評価品目の分類	微生物、ウイルス
用途	食品衛生法第9条に病肉等の販売を禁止する対象疾病を規定。と畜場法第14条に獣畜のとさつ又は解体の検査対象疾病を規定。食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下、「食鳥検査法」という。）第15条に食鳥検査対象疾病を規定している。
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成15年10月17日付け厚生労働省発食安第1017001号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号、第6号、第10号及び第3項
評価及び評価要請の目的	病肉等の販売禁止の範囲を定めること 獣畜のとさつ又は解体の検査の範囲を定めること 食鳥検査の範囲及び食鳥検査に合格しなかった食鳥等の措置方法を定めること 食用に供することができない等の獣畜についての措置を定めること
評価結果の概要	ヒトへの病原性が指摘されている疾病にり患した家畜の肉等の一部を食用とすることについて、現在把握している知見ではヒトに対しての食品健康影響（リスク）は否定できない。 ヒトへの病原性が指摘されている疾病以外の疾病については、現在把握している知見ではヒトへの病原性を有していないとはいえないことから、それら疾病にり患した家畜の肉等の一部を食用とすることによるヒトに対しての食品健康影響（リスク）は否定できない。 （平成16年1月15日府食第44号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 （評価終了案件分）	(1)検討経過とその概要 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)により、と畜場法等において50の疾病について新たに措置基準を定めることが必要となった。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を受け、と畜場法等において新たに50疾病について措置基準を設定することとした。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 と畜場法施行規則、食鳥検査法施行規則を改正し、新たに50疾病について措置基準を設定した。 (2)実施状況 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成16年厚生労働省令第12号)が平成16年2月6日公布、平成16年2月27日施行。
施策の実効性確保措置	都道府県等衛生部局課長会議等において改正内容について説明するとともに関係業者に対する周知を依頼した。
施策の実施状況に関する監視状況	食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査を平成16年3月12日から実施するなど、と畜検査及び食鳥検査により疾病等にり患した獣畜等を排除している。
特記事項	

【プリオン】

評価品目名	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について
評価品目の分類 用途	
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701020 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 3 項
評価及び評価要請の 目的	背根神経節を特定危険部位に相当するものとして対応するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会においてとりまとめられた「背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度であると考えられる」との評価結果を妥当とした。 また、この評価結果に基づき、特定危険部位に相当する対応を講じるとともに、科学的知見の収集に努め、それらの知見に基づき食品健康影響評価について適宜見直しを行うことが必要とした。(平成 15 年 9 月 11 日府食第 101 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 12 月 17 日)において審議され、食品、添加物等の規格基準の改正について、平成 15 年 12 月 25 日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品、添加物、器具及び容器包装について、それぞれ基準を設定することが適当である旨を答申。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、食品、添加物、器具及び容器包装の製造等に関する基準を設定。 (2)実施状況 食品・添加物等の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 16 日に公布し、平成 16 年 2 月 16 日から施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、文部科学省、経済産業省、日本食品衛生協会、食品産業センター、全国食肉事業協同組合連合会等にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等
評価品目の分類	肥料
用途	肥料原料として利用。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 15 年 8 月 25 日付け 15 消安第 1154 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 3 項
評価及び評価要請の目的	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液を原料としてアルカリ処理された在庫及び今後製造される液状肥料を利用することについての食品健康影響評価については無視できる程度であると考え。 肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液以外の肉骨粉を原料としてアルカリ処理された今後製造される液状肥料については、原料の処理方法、アルカリ処理の管理方法等に不明な点があることから、現時点で肥料として利用することについて食品健康影響評価を行うことは困難であり、こうした点が明らかになった時点で改めて食品健康影響評価を行うことが適当である。 なお、肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液を原料にしてアルカリ処理され、製造された液状肥料については、その使用にあたって誤用・流用されることがないように適切な管理の徹底を図るべきであるとした。 (平成 15 年 11 月 14 日府食第 269 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1) 検討経過とその概要 第 17 回牛海綿状脳症に関する技術検討会(平成 15 年 6 月 13 日)において、アルカリ処理された液状肥料については牛への誤用・流用防止のための措置を講じた上で、製造及び出荷の一時停止措置を解除しても差し支えないとの技術的助言を受けた。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 使用にあたって誤用・流用されることがないように適切な管理の徹底を図るべきであるとの評価結果を踏まえ、 在庫品の工場からの出荷については、 原料及び生産工程について解除条件 ^(注) を満たすことを確認 使用する農家等の氏名の確認 製造及び工場からの出荷については 製造基準の適合性について確認検査を実施 使用する農家等の氏名の確認 を行うこととした。 (注) 原料の肉かすの製造段階で国際獣疫事務局(OIE)が定める異常プリオンの不活性条件と同等以上の処理が行われていること。 液状肥料の製造段階でアルカリ処理が行われていること。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液を原料にしてアルカリ処理された液状肥料の製造及び工場からの出荷の自粛要請を解除。 (2) 実施状況 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取り扱いについて」の一部改正について平成 16 年 1 月 13 日付け 15 消安第 178 号で通知。
施策の実効性確保措置	農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配付し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。
施策の実施状況に関する監視状況	独立行政法人肥飼料検査所による製造基準への適合性の確認検査及び立入検査等を実施。
特記事項	

評価品目名	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
評価品目の分類	
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料用動物性油脂の原料として利用 ・肥料原料として使用
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 15 年 11 月 11 日付け 15 消安第 3366 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 3 号及び第 5 号並びに同条第 3 項
評価及び評価要請の目的	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
評価結果の概要	<p>厚生労働大臣から当委員会に意見を求められた「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保」に対して厚生労働大臣に通知した「背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度であると考えられる」との食品健康影響評価の結果と同一である。</p> <p>また、本件評価結果に基づき、背根神経節を含むせき柱について特定危険部位に相当する対応を講じることが適当であると考えられる。</p> <p>なお、科学的知見の収集に努めるとともに、それらの知見に基づき、本件食品健康影響評価について適宜見直しを行っていくことが必要であると考えられる。</p> <p>(平成 15 年 11 月 21 日府食第 322 号)</p>
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	<p>(1) 検討経過とその概要</p> <p>(飼料関係)</p> <p>農業資材審議会飼料分科会において答申(平成 15 年 12 月 24 日)</p> <p>BSE のまん延を防止するという考え方にに基づき、牛のせき柱及び死亡牛を飼料の原料から排除するための新たなリスク管理措置を講じることとの答申を受けた。</p> <p>(肥料関係)</p> <p>牛の部位を原料とする肥料については、せき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。)及び死亡牛に由来するものを含むことを禁止することとし、農林水産大臣が公定規格を変更。</p> <p>平成 15 年 11 月 27 日から 12 月 16 日までパブリックコメントを実施し、頂いたご意見に対する農林水産省の考え方を平成 16 年 1 月 14 日に公表。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係</p> <p>(飼料関係)</p> <p>飼料用動物性油脂の成分規格、製造方法の基準等を設定。 背根神経節を含む牛のせき柱を特定危険部位と同様に飼料の原料から排除するため、飼料について牛のせき柱及び死亡牛に由来する動物性油脂を含むことを禁止し、これらが含まれていない製造工程で製造されていることについて農林水産大臣の確認制度の導入を行うこととした。</p> <p>(肥料関係)</p> <p>リスク評価結果を踏まえ、公定規格を変更。 背根神経節を含む牛のせき柱を特定危険部位と同様に肥料の原料から排除するため、肥料について牛のせき柱及び死亡牛に由来する部位を含むことを禁止し、これらが含まれていない製造工程で製造されていることについて農林水産大臣の確認制度の導入を行うこととした。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要</p> <p>(飼料関係)</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に以下の事項を</p>

	<p>規定</p> <p>牛等（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。）用飼料に、レンダリング処理により製造された反すう動物由来の動物性油脂の使用禁止</p> <p>家畜等（牛等を除く。）用飼料に、牛のせき柱及び死亡牛に由来する動物性油脂を含むことを禁止</p> <p>レンダリング処理による動物性油脂製造工程について農林水産大臣の確認を義務付け</p> <p>レンダリング処理により製造された反すう動物由来の動物性油脂を含む飼料の牛等への給与を禁止</p> <p>農林水産大臣の確認を受けていない製造工程で製造されたレンダリング処理による動物性油脂を含む飼料の家畜への給与の禁止</p> <p>牛等用飼料への使用が禁止されている動物性油脂を含む飼料は牛等用飼料に混入しないよう保存することを義務付け</p> <p>動物性油脂を含む飼料に対象家畜の表示を義務付け</p> <p>レンダリング処理により製造された反すう動物由来の動物性油脂を含む飼料に使用上及び保存上の注意の表示を義務付け</p> <p>（肥料関係）</p> <p>肥料取締法に基づく公定規格において、牛の部位を原料とする肥料については、せき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）及び死亡牛に由来するものが混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限ることを規定。</p> <p>(2)実施状況</p> <p>（飼料関係）</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を平成16年1月15日に公布し、同年5月1日から施行。</p> <p>（肥料関係）</p> <p>肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件等の告示の一部改正については、平成16年1月15日に公布し、同年5月1日から施行。</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	<p>（飼料関係）</p> <p>農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。</p> <p>都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して通知し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。</p> <p>都道府県、地方農政本局及び地方農政事務所、独立行政法人肥飼料検査所を対象として説明会を開催。</p> <p>食肉業者、化製場業者、配合飼料業者等を対象として説明会及び意見交換会を開催。</p> <p>（肥料関係）</p> <p>農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。</p> <p>都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配付し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。</p> <p>都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象として説明会を開催。</p>
<p>施策の実施状況に関する監視状況</p>	<p>（飼料関係）</p> <p>化製場の製造基準への適合性について農林水産大臣による確認を実施。平成16年5月24日現在、74ヶ所の化製場について製造基準に適合していることを確認した。</p> <p>化製場の原料収集先等の牛のせき柱の分別状況を地方農政事務所が調査し、原料収集先の要件に不適合な場合には、指導。平成16年5月24日現在、2,334ヶ所の対象原料収集先のうち、332ヶ所について調査を実施した結果、原料収集先の要件に不適合な事例はなかった。また、この調査指導については、今後も継続実施。</p> <p>独立行政法人肥飼料検査所が配合飼料工場、化製場への立入検査を実施し、遵守状況を監視。本年度は、配合飼料工場189ヶ所、化製場等98ヶ所について立入検査を実施予定。</p>

(肥料関係)

製造基準への適合性について農林水産大臣による確認を実施。平成16年5月24日現在、15ヶ所の化製場について製造基準に適合していることを確認した。

化製場の原料収集先等の牛のせき柱の分別状況を地方農政事務所が調査し、原料収集先の要件に不適合な場合には、指導。平成16年5月24日現在、146ヶ所の対象原料収集先のうち、116ヶ所について調査を実施した結果、原料収集先の要件に不適合な事例はなかった。また、この調査については、今後も継続実施。

特記事項

評価品目名	BSE発生国からの牛受精卵の輸入
評価品目の分類	
用途	品種改良、新品種の導入
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年11月11日付け15消安第3007号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価及び評価要請の目的	BSE発生国からの牛受精卵について 輸出国において、BSEが届出伝染病に指定されていること 国際受精卵移植学会(IETS)の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵であること BSEの患畜又は擬似患畜以外の牛から摂取された受精卵であること を条件に輸入を認めることについて
評価結果の概要	現在の知見では、牛受精卵によってBSEが伝達されるという科学的根拠はなく、国際受精卵移植学会の勧告に従って採取・取り扱われた牛受精卵によるBSEのヒトへの食品健康影響については無視できると考える。 (平成16年1月15日府食第43号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 国際受精卵移植学会の勧告に従って採取・取り扱われた牛受精卵によるBSEの人への食品健康影響については、無視できるとの評価結果を受け、この内容を反映した二国間の取り決め(家畜衛生条件)に基づき、BSE発生国からの牛受精卵の輸入を認めることとした。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 BSE発生国からの牛受精卵(国際受精卵移植学会の勧告に従って採取、取り扱われたものに限る。)の輸入を認める。 (2)実施状況 BSE発生国のうち、日本向けに牛受精卵の輸出実績のある各国及び輸出の要望がある国に対して、二国間の取り決め(家畜衛生条件)案を提示。米国、カナダ、オランダについては取り決め済。
施策の実効性確保措置	動物検疫所において相手国の証明書の確認など輸入検疫を適切に実施。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【かび毒・自然毒等】

評価品目名	パツリン
評価品目の分類	かび毒
用途	
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701014号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	パツリンの規格基準を設定するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたパツリンのPTDI(暫定耐容一日摂取量)を $0.4 \mu\text{g} / \text{kg体重} / \text{日}$ と設定するとの評価結果を妥当とした。(平成15年7月24日府食第27号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年6月27日)において審議され、食品の規格基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、りんご加工品に係るパツリンに関する規格基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、食品の規格基準を設定。 (2)実施状況 食品・添加物等の規格基準に関する告示を平成15年11月26日に公布し、平成16年6月1日から施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価品目名	トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食品； 鱗翅目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性を有する組換えトウモロコシ（1507 系統）と除草剤グリホサート耐性を有する組換えトウモロコシ（NK603 系統）を従来の育種法によって掛け合わせることで、双方の特性を有する品種を得たもの。 それぞれの品種については、薬事食品衛生審議会において、その安全性が確認されている。
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 8 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0801001 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価及び評価要請の目的	食品、添加物等の規格基準第 1A 第 3 款及び第 4 款の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第 3 条第 1 項の規定に基づき、食品の安全性審査を行うにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、その安全性に問題はないと判断した。 （平成 16 年 2 月 12 日府食第 174 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 （評価終了案件分）	(1)検討経過とその概要 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品、添加物等の規格基準第 1A 第 3 款及び第 4 款の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第 3 条第 2 項の規定に基づき、安全性審査を経た旨を公表。（平成 16 年 3 月 3 日厚生労働省告示第 70 号） (2)実施状況
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査を経た旨の公表を行った旨を通知した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価品目名	MON810（鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ）と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食品； 鱗翅目害虫抵抗性を有する組換えトウモロコシ(MON810 系統)と鞘翅目害虫抵抗性を有する組換えトウモロコシ(MON863 系統)を従来の育種法によって掛け合わせることで、双方の特性を有する品種を得たもの。 それぞれの品種については、薬事食品衛生審議会において、その安全性が確認されている。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 30 日付け厚生労働省発食安第 1030002 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価及び評価要請の目的	食品、添加物等の規格基準第 1A 第 3 款及び第 4 款の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第 3 条第 1 項の規定に基づき、食品の安全性審査を行うにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、その安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 2 月 12 日府食第 174 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品、添加物等の規格基準第 1A 第 3 款及び第 4 款の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第 3 条第 2 項の規定に基づき、安全性審査を経た旨を公表。(平成 16 年 3 月 3 日厚生労働省告示第 70 号) (2)実施状況
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査を経た旨の公表を行った旨を通知した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品】

評価品目名	ファイバー食パン 爽快健美
評価品目の分類	特定保健用食品
用途	特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続のため。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号
評価及び評価要請の 目的	特定保健用食品の安全性の審査をするにあたっての食品健康影響 評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたファイバー食パン爽快健美 についての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当 とした。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその 概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会(平成 15 年 3 月 18 日)において審議され、当該食品の安全性及び効果 の審査について、平成 15 年 4 月 3 日、厚生労働大臣に答申。 答申後、健康増進法に基づく許可手続き中に食品安全基本法が 施行されたためにリスク評価を依頼することとなった。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食 品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状 況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 15 年 9 月 25 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発出し、許可を受け ようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を発出 した。
施策の実施状況に関す 特記事項	都道府県等からの違反事例の報告はない。

【新開発食品】

評価品目名	豆鼓 つぶタイプ
評価品目の分類	特定保健用食品
用途	特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続のため。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号
評価及び評価要請の目的	特定保健用食品の安全性の審査をするにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われた豆鼓つぶタイプについての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当とした。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会(平成 15 年 6 月 16 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、平成 15 年 6 月 27 日、厚生労働大臣に答申。 答申後、健康増進法に基づく許可手続き中に食品安全基本法が施行されたためにリスク評価を依頼することとなった。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 15 年 10 月 7 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発出し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を発出した。
施策の実施状況に関する監視状況	都道府県等からの違反事例の報告はない。
特記事項	

【新開発食品】

評価品目名	ヘルシーコレステ
評価品目の分類	特定保健用食品
用途	特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続のため。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号
評価及び評価要請の 目的	特定保健用食品の安全性の審査をするにあたっての食品健康影響 評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたヘルシーコレステについ ての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当とした。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその 概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会(平 成 15 年 6 月 16 日)において審議され、特定保健用食品の安全性 及び効果の審査について、平成 15 年 6 月 27 日、厚生労働大臣に 答申。 答申後、健康増進法に基づく許可手続き中に食品安全基本法が 施行されたためにリスク評価を依頼することとなった。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食 品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状 況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 15 年 9 月 25 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発出し、許可を受け ようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を発出 した。
施策の実施状況に関す る監視状況	都道府県等からの違反事例の報告はない。
特記事項	

【新開発食品】

評価品目名	エコナマヨネーズタイプ
評価品目の分類	特定保健用食品
用途	特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続のため。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号
評価及び評価要請の目的	特定保健用食品の安全性の審査をするにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたエコナマヨネーズタイプについての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当とした。 なお、「エコナマヨネーズタイプ」に使用されているジアシルグリセロールに係る二段階試験については、結果がわかり次第、当委員会にも報告を求めた。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会(平成 15 年 6 月 16 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、平成 15 年 6 月 27 日、厚生労働大臣に答申。 答申後、健康増進法に基づく許可手続き中に食品安全基本法が施行されたためにリスク評価を依頼することとなった。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。ただし、申請者に対して、ジアシルグリセロールに係る二段階試験を行うこととされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 15 年 9 月 25 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発出し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を発出した。
施策の実施状況に関する監視状況	都道府県等からの違反事例の報告はない。
特記事項	

【新開発食品】

評価品目名	プレティオ
評価品目の分類	特定保健用食品
用途	特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続のため。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号
評価及び評価要請の 目的	特定保健用食品の安全性の審査をするにあたっての食品健康影響 評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断し た。 (平成 16 年 2 月 5 日府食第 160 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその 概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 1 調査会(平成 16 年 2 月 17 日、平成 16 年 6 月 1 日)において審議の結果、薬事・食品 衛生審議会新開発食品調査部会で審議する予定(平成 16 年 6 月 24 日)。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状 況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する 特記事項	

【新開発食品】

評価品目名	マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク
評価品目の分類	特定保健用食品
用途	特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続のため。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第13号
評価及び評価要請の目的	特定保健用食品の安全性の審査をするにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年2月5日府食第160号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第1調査会(平成16年2月17日、平成16年6月1日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会で審議する予定(平成16年6月24日)。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品】

評価品目名	健康博士 ギャバ
評価品目の分類	特定保健用食品
用途	特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続のため。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号
評価及び評価要請の目的	特定保健用食品の安全性の審査をするにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 2 月 5 日府食第 160 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 1 調査会(平成 16 年 2 月 17 日)において審議され、継続審議とされた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する特記事項	

【新開発食品】

評価品目名	LC1 ヨーグルト
評価品目の分類	特定保健用食品
用途	特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続のため。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価及び評価要請の目的	「食品、添加物等の規格基準」の規定に基づき定められた「特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続」第 2 条第 2 項の規定に基づき、食品の安全性審査を行うにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 3 月 11 日府食第 279 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 2 調査会(平成 16 年 5 月 31 日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会で審議する予定(平成 16 年 6 月 24 日)。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品】

評価品目名	グリコ ヨーグルト GCL1001
評価品目の分類	特定保健用食品
用途	特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続のため。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価及び評価要請の目的	「食品、添加物等の規格基準」の規定に基づき定められた「特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続」第 2 条第 2 項の規定に基づき、食品の安全性審査を行うにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 3 月 11 日府食第 279 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 2 調査会(平成 16 年 5 月 31 日)において審議され、継続審議とされた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品】

評価品目名	サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）
評価品目の分類	その他
用途	栄養補給 ビタミン、ミネラル、食物繊維を豊富に含む食品として販売されていた。
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成15年8月29日付け厚生労働省発食安第0829001号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品を販売禁止するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	現在得られている知見・情報から判断すると、閉塞性細気管支炎を引き起こす原因物質やその作用機序は特定されていないものの、アマメシバ粉末（これを錠剤にしたものを含む）の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない。 なお、引き続き、アマメシバの粉末、錠剤等の形態の加工食品による健康被害事例の積極的な把握に努めるべきである。さらに、食品健康影響評価を適切に行うためには、原因物質の特定のための調査・分析を進めることが重要と考える。 （平成15年9月4日府食第83号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 （評価終了案件分）	(1)検討経過とその概要 ・薬事・食品衛生審議会への諮問（平成15年9月4日） ・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において答申（平成15年9月5日） 食品衛生法第4条の2第2項の規定に基づき販売を禁止することは適当であるとの答申を受けた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がないものとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第7条第2項に基づき、サウロパス・アンドロジナス（別名アマメシバ）を含む粉末剤、錠剤等の剤型の加工食品について、暫定的に販売禁止。 (2)実施状況 食品衛生法第4条の2第5項の規定に基づき平成15年9月12日に告示し、即日施行。
施策の実効性確保措置 施策の実施状況に関する監視状況	・都道府県、食品関係団体等に対して通知を發出し周知した。 都道府県等からの違反事例の報告はない。
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	アスタキサンチン
評価品目の分類	飼料添加物
用途	色調強化
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年8月25日付け厚生労働省安第0825002号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	アスタキサンチンの1日許容摂取量を設定しない。 (平成16年3月11日府食第281号の2)
評価品目名 評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成16年3月12日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成16年3月16日)に報告。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2)実施状況 飼料添加物の基準・規格の改正については特段の意見がない旨を平成16年3月12日に農林水産大臣に回答。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	アスタキサンチン
評価品目の分類	飼料添加物
用途	色調強化 アスタキサンチンは自然界に広く存在するカロテノイドの一種で、サケ・マス等の筋肉や皮膚等の色調強化に効果を有することが知られている。 我が国においては、平成3年6月に飼料添加物として指定され、一部の養殖水産動物の色調強化に用いられている。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年8月25日付け消安第1321号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価及び評価要請の目的	飼料添加物の基準・規格を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	アスタキサンチンの1日許容摂取量を設定しない。 (平成16年3月11日府食第281号の1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 農業資材審議会飼料分科会で審議中 安全性部会における審議終了(平成16年4月14日) アスタキサンチンとして、魚類及び甲殻類の飼料への含有を可能とするとともに含有量の上限を飼料1トン当たり魚類用飼料では100g以下、甲殻類用飼料では200g以下とすることが了承された 飼料分科会における審議を予定(平成16年7月) (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	カンタキサンチン
評価品目の分類	飼料添加物
用途	色調強化
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年8月25日付け厚生労働省発食安第0825002号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価及び評価要請の目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	カンタキサンチンの一日許容摂取量を0.025 mg/kg体重/日と設定する。 (平成16年3月11日府食第281号の2)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成16年3月10日)において審議され、食品規格(残留基準)の設定に関して、ご意見を募集中。(平成16年4月現在) (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 薬事・食品衛生審議会の審議・答申を経て、食品規格に関する告示を公布予定。(平成16年4月現在)
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	カンタキサンチン
評価品目の分類	飼料添加物
用途	色調強化 カンタキサンチンは自然界に存在するカロテノイドの一種で、鶏の卵や筋肉、皮膚等及びサケ・マス等の筋肉や皮膚等の色調強化に効果を有することが知られている。 我が国においては、平成14年4月に飼料添加物として指定され、鶏や一部の水産養殖動物の色調強化に用いられている。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年8月25日付け消安第1321号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価及び評価要請の目的	飼料添加物の基準・規格を改正するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	カンタキサンチンの一日許容摂取量を0.025 mg/kg体重/日と設定する。 (平成16年3月11日府食第281号の1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 農業資材審議会飼料分科会で審議中 安全性部会における審議終了(平成16年4月14日) カンタキサンチンとして、鶏、サケ科魚類及び甲殻類の飼料への含有を可能とするとともに含有量の上限を飼料1トン当たり鶏用飼料では8g以下、サケ科魚類及び甲殻類用飼料で80g以下とすることが了承された。 飼料分科会における審議を予定(平成16年7月) (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	焼成りん肥
評価品目の分類	肥料
用途	りん酸の供給及び土壌酸度の矯正を目的として施用。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 15 年 12 月 8 日付け 15 消安第 3948 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 3 号
評価及び評価要請の目的	「焼成りん肥」の公定規格の設定又は変更をするにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成 16 年 3 月 18 日府食第 315 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 生産業者による栽培試験の成績並びに独立行政法人肥飼料検査所における肥料の有効成分及び植物に対する有害成分の含有量等の調査結果を踏まえ、農林水産大臣が公定規格を変更。 平成 15 年 12 月 19 日から平成 16 年 1 月 19 日までパブリックコメントを実施し、頂いたご意見に対する農林水産省の考え方を平成 16 年 4 月 19 日に公表。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、公定規格を変更。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 肥料取締法に基づき「焼成りん肥」の公定規格を変更し、含有すべき主成分に「アルカリ分」を追加し、その最小量を設定。 (2)実施状況 普通肥料の公定規格の一部を改正する告示を平成 16 年 4 月 23 日公布し、同年 5 月 25 日から施行
施策の実効性確保措置	農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配付し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象として説明会を開催。
施策の実施状況に関する監視状況	肥料取締法に基づく肥料登録申請における独立行政法人肥飼料検査所による公定規格との適合性の調査及び立入検査を実施。
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	混合汚泥複合肥料
評価品目の分類	肥料
用途	窒素、りん酸、加里等の供給を目的として施用。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年12月8日付け15消安第3948号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号
評価及び評価要請の目的	「混合汚泥複合肥料」の公定規格の設定又は変更をするにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成16年3月18日府食第315号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 生産業者による栽培試験の成績並びに独立行政法人肥飼料検査所における肥料の有効成分及び植物に対する有害成分の含有量等の調査結果を踏まえ、農林水産大臣が公定規格を設定。 平成15年12月19日から平成16年1月19日までパブリックコメントを実施し、頂いたご意見に対する農林水産省の考え方を平成16年4月19日に公表。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、公定規格を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 肥料取締法に基づき「混合汚泥複合肥料」の公定規格を設定し、含有すべき主成分の最小量、有害成分の最大量及びその他の制限事項を設定。 (2)実施状況 普通肥料の公定規格の一部を改正する告示を平成16年4月23日公布し、同年5月25日から施行。
施策の実効性確保措置	農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配付し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象として説明会を開催。
施策の実施状況に関する監視状況	肥料取締法に基づく肥料登録申請における独立行政法人肥飼料検査所による公定規格との適合性の調査及び立入検査等を実施。
特記事項	

評価品目名	熔成汚泥灰複合肥料
評価品目の分類	肥料
用途	りん酸、加里等の供給を目的として施用。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年12月8日付け15消安第3948号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号
評価及び評価要請の 目的	「熔成汚泥灰複合肥料」の公定規格の設定又は変更をするにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成16年3月18日府食第315号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその 概要等 (評価終了案件分)	(1)検討経過とその概要 生産業者による栽培試験の成績並びに独立行政法人肥飼料検査所における肥料の有効成分及び植物に対する有害成分の含有量等の調査結果を踏まえ、農林水産大臣が公定規格を設定。 平成15年12月19日から平成16年1月19日までパブリックコメントを実施し、頂いたご意見に対する農林水産省の考え方を平成16年4月19日に公表。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、公定規格を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 肥料取締法に基づき「熔成汚泥灰複合肥料」の公定規格を設定し、含有すべき主成分の最小量、有害成分の最大量及びその他の制限事項を設定。 (2)実施状況 普通肥料の公定規格の一部を改正する告示を平成16年4月23日公布し、同年5月25日から施行。
施策の実効性確保措置	農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配付し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象として説明会を開催。
施策の実施状況に関する 監視状況	肥料取締法に基づく肥料登録申請における独立行政法人肥飼料検査所による公定規格との適合性の調査及び立入検査等を実施。
特記事項	